

平成23年

第4回市議会定例会 議案第15号

はこだて療育・自立支援センター条例の制定について
はこだて療育・自立支援センター条例を次のように定める。

平成23年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

はこだて療育・自立支援センター条例

(設置)

第1条 心身に障害のある者およびその疑いのある者に対して自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を総合的に提供することにより、その福祉の増進を図るため、市に療育・自立支援センターを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 はこだて療育・自立支援センター

位置 函館市湯川町2丁目39番26号

(開館時間および休館日)

第3条 はこだて療育・自立支援センター（以下「センター」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターとして行う事業（以下「医療型児童発達支援センター事業」という。）
- (2) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（第7条第2項第1号アにおいて「児童発達支援」という。）を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」とい

う。) 第5条第7項に規定する生活介護(第7条第2項第2号において「生活介護」という。)を行う事業(以下「生活介護事業」という。)

(4) 法第5条第13項に規定する自立訓練(第7条第2項第2号において「自立訓練」という。)を行う事業(以下「自立訓練事業」という。)

(5) 法第5条第15項に規定する就労継続支援(第7条第2項第2号において「就労継続支援」という。)を行う事業(以下「就労継続支援事業」という。)

(6) 法第77条第3項に規定する地域生活支援事業のうち、障害者または障害児を一時的に預かることにより、これらの者に対する活動の場の提供、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う事業(以下「日中一時支援事業」という。)

(7) 診療を行う事業(医療型児童発達支援センター事業に係るものを除く。)

(8) 心身に障害のある者およびその疑いのある者の福祉に関する情報の提供を行う事業

(9) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療型児童発達支援センター事業 20人

(2) 児童発達支援事業 20人

(3) 生活介護事業 40人

(4) 自立訓練事業 6人

(5) 就労継続支援事業 30人

(6) 日中一時支援事業 10人

(利用者の範囲)

第5条 センターの利用(前条第1項第8号に掲げる事業に係る利用を除く。次条において同じ。)をすることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者であって規則で定めるものとする。

- (1) 医療型児童発達支援センター事業または児童発達支援事業 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児
- (2) 生活介護事業，自立訓練事業または就労継続支援事業 法第19条第1項に規定する支給決定に係る障害者または障害児
- (3) 日中一時支援事業 市が実施する日中一時支援事業に係る利用の決定を受けた障害者または障害児
- (4) 前条第1項第7号に掲げる事業 センターにおいて診療を受けようとする者（医療型児童発達支援センター事業を利用する者を除く。）で市長が適当と認めるもの
- (5) 前条第1項第9号に掲げる事業 市長が適当と認める者（利用の承諾等）

第6条 センターの利用をしようとする者（第4条第1項第1号から第6号までまたは第9号に掲げる事業を利用しようとする障害児にあっては，その保護者）は，あらかじめ，市長に利用の申込みを行い，その承諾を受けなければならない。

2 市長は，センターの利用をさせることが不適當であると認めるときは，前項の申込みを承諾せず，またはセンターの利用をしている者についてその利用を一時停止し，もしくは同項の承諾を取り消すことができる。

（使用料および手数料）

第7条 前条第1項の承諾（第4条第1項第9号に掲げる事業に係るものを除く。）を受けた者は，当該承諾に係るセンターの利用があったときは，市長が定める期限までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 医療型児童発達支援センター事業または児童発達支援事業 次に掲げる額の合計額

ア 同一の月に受けた児童発達支援または医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。

以下この号において同じ。) (医療に係るものを除く。以下アにおいて同じ。)につき、1月当たり、同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援または医療型児童発達支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援または医療型児童発達支援に要した費用の額)

イ 医療型児童発達支援のうち治療に係るものにつき、1月当たり、児童福祉法第21条の5の28第2項の規定に基づき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

(2) 生活介護事業、自立訓練事業または就労継続支援事業 同一の月に受けた生活介護、自立訓練または就労継続支援につき、1月当たり、法第29条第3項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に生活介護、自立訓練または就労継続支援に要した費用(同条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に生活介護、自立訓練または就労継続支援に要した費用の額)

(3) 日中一時支援事業 別表に定める額

(4) 第4条第1項第7号に掲げる事業 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項および高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

3 センターの利用に係る診断書または証明書の交付を受けようとする者は、その交付を受ける際に、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 診断書料 1通につき2,000円

(2) 証明書料 1通につき300円

4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

(入館の制限)

第8条 市長は、センターに入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(函館市あおば学園条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 函館市あおば学園条例（平成18年函館市条例第52号）

(2) 函館市ともえ学園条例（平成18年函館市条例第53号）

(3) 函館市青柳学園条例（昭和48年函館市条例第31号）

(函館市あおば学園条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の函館市あおば学園条例に規定する函館市あおば学園（以下「旧あおば学園」という。）、同項第2号の規定による廃止前の函館市ともえ学園条例に規定する函館市ともえ学園（以下「旧ともえ学園」という。）または同項第3号の規定による廃止前の函館市青柳学園条例に規定する函館市青柳学園（以下「旧青柳学園」という。）を利用している者（障害児にあっては、その保護者）は、第6条第1項の承諾を受けた者とみなす。

4 この条例の施行の日前に旧あおば学園、旧ともえ学園または旧青柳学園を利用した者の当該利用に係る費用については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

算定対象者の税額等による階層区分		使用料	上限月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者	0円	0円	
B	当該年度分（4月1日から6月30日までの間にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が課税されていない者（A階層またはD階層に属する者を除く。）	0円	0円	
C 1	前年分（1月1日から6月30日までの間にあつては、前々年分。以下同じ。）の所得税が課税されていない者であつて、当該年度分の市町村民税の額が右の額であるもの（A階層に属する者を除く。）	均等割の額のみである者	20円	1,100円
			50円	
			70円	
C 2	前年分の所得税が課税されている者であつて、その所得税の額が右の額であるもの（A階層に属する者を除く。）	所得割の額のある者	50円	1,600円
			100円	
			150円	
D 1	30,000円以下		70円	2,200円
			150円	
			220円	
D 2	30,001円以上 80,000円以下		100円	3,300円
			200円	
			300円	
D 3	80,001円以上 140,000円以下		150円	4,600円
			300円	
			450円	
D 4	140,001円以上 280,000円以下		250円	7,200円
			500円	
			750円	
D 5	280,001円以上 500,000円以下		350円	10,300円
			700円	
			1,050円	
D 6	500,001円以上 800,000円以下		450円	13,500円
			900円	
			1,350円	

D 7	800,001円以上 1,160,000円以下	570円	17,100円
		1,150円	
		1,720円	
D 8	1,160,001円以上 1,650,000円以下	700円	21,200円
		1,400円	
		2,100円	
D 9	1,650,001円以上 2,260,000円以下	850円	25,700円
		1,700円	
		2,550円	
D10	2,260,001円以上 3,000,000円以下	1,020円	30,600円
		2,050円	
		3,070円	
D11	3,000,001円以上 3,960,000円以下	1,200円	35,900円
		2,400円	
		3,600円	
D12	3,960,001円以上 5,030,000円以下	1,370円	37,200円
		2,750円	
		4,120円	
D13	5,030,001円以上	1,600円	37,200円
		3,200円	
		4,800円	

備 考

- 1 この表における用語の意義は、規則で定める。
- 2 使用料欄に掲げる額は、日中一時支援事業に係る便宜の供与1回当たりの額とする。
- 3 C 1 から D 1 3 までの階層に属する者に係るこの表の規定による使用料の額は、便宜の供与1回当たりの所要時間が、4時間未満の場合にあっては使用料欄の階層ごとの上欄に掲げる額、4時間以上8時間未満の場合にあっては使用料欄の階層ごとの中欄に掲げる額、8時間以上の場合にあっては使用料欄の階層ごとの下欄に掲げる額とする。
- 4 第6条第1項の承諾を受けて日中一時支援事業を利用する者（以下「利用者」という。）がセンターにおいて日中一時支援事業に係る1回の便宜の供与を受けた場合において、当該便宜の供与

に係るこの表の規定による使用料の額と第1号に掲げる額との合計額が、第2号に掲げる額を上回るときの当該利用者の当該便宜の供与に係る使用料の額は、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 当該便宜の供与の直前までにその月に当該利用者が受けた市が行う法第77条第1項および第3項の規定に基づく地域生活支援事業（規則で定める事業を除く。）に係る便宜の供与について当該利用者（障害児にあっては、その保護者）が負担すべき費用の額（この表の規定による使用料の額を含む。）の合計額
- (2) 算定対象者の税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額

（提案理由）

湯川町2丁目に療育・自立支援センターを設置するため

はこだて療育・自立支援センター条例施行規則大綱

- 1 開館時間および休館日について
- 2 職員について
- 3 利用者の範囲について
- 4 手数料の減免について
- 5 算定対象者等について